

構造設計者の留意事項

[指定構造計算適合性判定機関]

一般財団法人 石川県建築住宅センター

□適合性判定の円滑化のために

「構造計算適合性判定」の円滑な制度の運用を図るため、以下のような取り組みを行っていますので、構造設計者の皆様方にはご協力の上、適宜利用して下さい。

1. 質 問 (設計者に出した質疑・指摘事項の内容確認)

- ① 質疑・指摘事項の内容が十分に理解できない場合（適切な回答が作成できない）は、それらの内容確認（質問）は随時受け付けます。（書式は自由（任意））
- ② 質問は、ファックス・メール等でお願ひします。（原則電話のみで受付出来ません）
- ③ 検討方針に関するものは質問と扱いません。（事前審査の中で確認して下さい）

2. 追加説明書の事前審査 (参照：ホームページの『追加説明書等の事前審査について』)

（追加説明書等とは、補正又は追加説明をする内容または検討方針を含みます。）

当センターへ正式に提出する「追加説明書」またはその検討方針についての事前審査を行います。（利用は任意）

- ① 事前審査申請書に必要事項を記入の上、追加説明書等1部を直接、当センターに提出して下さい。（郵送可）
- ② 審査の結果は事前審査の申請者にファックス等で回答いたしますが、回答にはある程度日数を要します。（この日数は追加説明書の提出期間内としてカウントされます）
- ③ 事前審査は何回でも申請できますが、当センターの回答期限が優先されますので、事前審査申請は、回答期限の概ね4日程度前までに提出して下さい。
- ④ 全ての項目について、了解になった場合は「事前審査の結果等」の「(注)事前審査終了後、正式な追加説明書を提出する時の留意点」に基づき、当センターに正式な追加説明書（2部）を提出して下さい。

3. 事前相談・事前協議 (参照：ホームページの『事前相談・事前協議の実施について』)

当センターで審査を行う適判対象物件について、構造計算適合性判定申請の提出前に設計方針やモデル化について事前相談・事前協議を受け付けています。

（申請等の流れはホームページの『事前相談・事前協議の実施について』のフロー図を参照して下さい。）

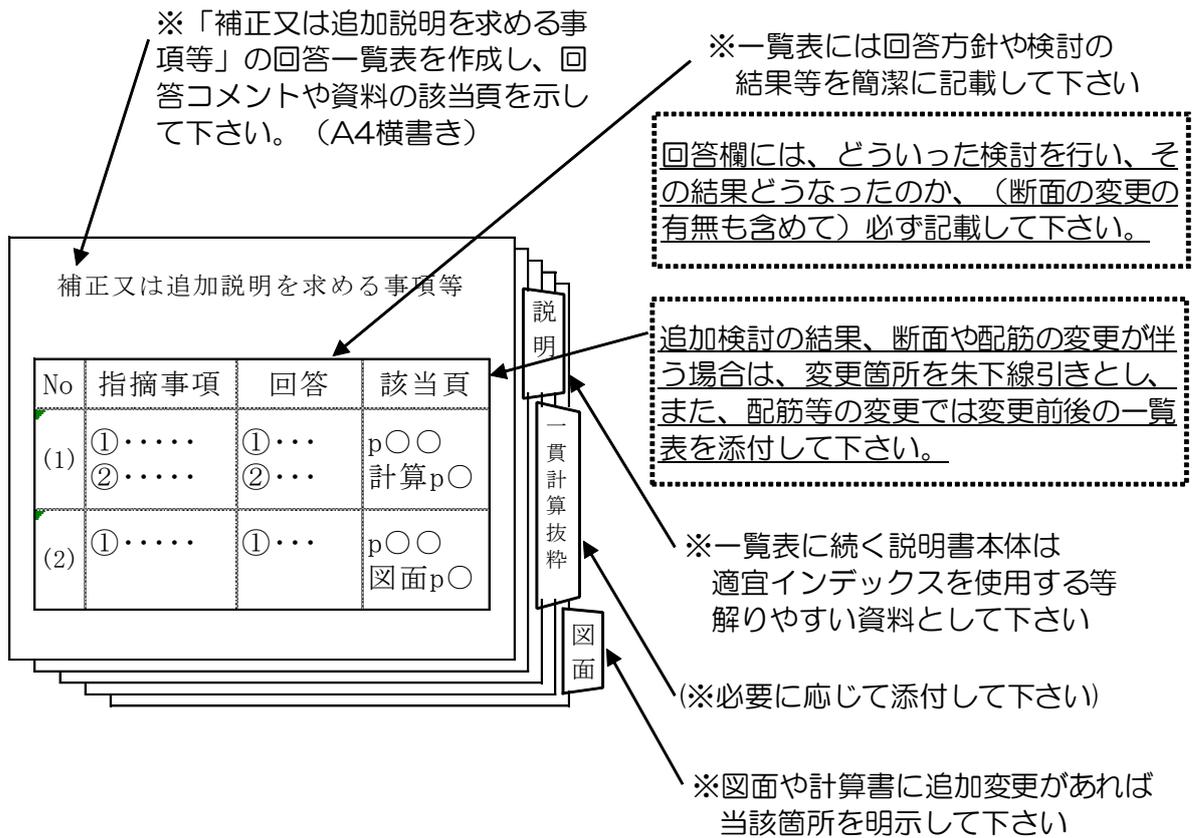
「事前相談・事前協議」における内容は適判機関が判定すべきモデル化等の工学的判断を要する事項に限ります。

なお、工学的判断を要しない部分での審査すべき事項がある場合は直接、建築主事等に確認して下さい。

（注）申請書には必ず設計者の考え方を明記して、必要な図面・根拠書等を添付して下さい。

□追加説明書の作成方法

- ・ 解りやすい資料が審査時間の短縮につながります。



(注意) 追加説明書の全体の体裁はA4縦として下さい。

【問い合わせ先】

(一財) 石川県建築住宅センター 構造判定課

TEL 076-262-6626

FAX 076-260-8476

E-mail tekihan@ikjc.jp